

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【公表番号】特表2014-508618(P2014-508618A)

【公表日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【年通号数】公開・登録公報2014-018

【出願番号】特願2014-500434(P2014-500434)

【国際特許分類】

A 6 1 B 6/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 6/14 3 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月13日(2015.3.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

本発明の目的は、添付の特許請求の範囲によるアーム構造により達成される。本発明およびその種々の実施形態により、アーム構造を通じて経路を定められている配線が、異なる状態に曲がるケーブルにより誘発される力の影響を繰り返し受けない。他方、アーム構造の内部に配置されるケーブルおよび平衡ばねは、これらの保守方策のためにアーム構造を全体として分解する必要がないので設備し易く、必要な場合、交換もし易い。アーム構造は、ほとんどまたは完全に同一のアーム部分により実装することができ、使用される構成要素の数を増やす必要がなく、全体的構造は覆われて実装することができ、それによりその洗浄が容易になる。アーム構造は、好ましくは、口腔内X線装置の線源を少なくとも高さ位置調整可能に支持するよう配置されており、すなわち、アーム部分間の旋回軸が水平となっている構造を有する。アーム構造は全体として、アーム構造の移動範囲を拡大するように水平アームに取り付けることができる。